育児休業中の保育士における臨時勤務実施要項

(目的)

第1条 本要項は、社会福祉法人国立保育会の育児休業中の保育士が、育児給付金の減額を避けつつ、園の業務に臨時で従事できるようにする。

# (対象者)

第2条 育児休業を取得中の保育士で、育児給付金の受給条件を満たしている 者。

# (臨時勤務の条件)

第3条 育児休業中の保育士が臨時勤務を行う際は、以下のすべての条件を満たすこととする。

- ① 時 給: 休業前給与から給与規程第6条第6項に基づき算出
- ② 1ヶ月における労働時間:10日以下
- ③ 勤務時間:月80時間以下
- ④ 給与の制限: 育児休業開始から6か月間 月額給与が休業前賃金の13%以下 育児休業開始から6か月経過後 月額給与が休業前賃金の30%以下
- ⑤ 勤務申請: 勤務希望日の2週間前までに「臨時勤務申請書」を提出し、園の承認を得る
- ⑥ 労働条件の同意: 勤務内容や条件に関して「育児休業中の労働条件通知書件雇用契約書」を締結

#### (臨時勤務の内容)

第4条 短時間の保育支援、環境整備、書類整理など、定められた範囲内で業務を行う。

## (一時預かり事業の利用)

第5条 育児休業中の保育士が臨時勤務を行う際、法人の運営する一時預かり事業を利用する場合は、運営規程に沿って利用し、保育料は勤務園が半額を負担する。

### (その他)

第6条 臨時勤務は本人の希望に基づき実施される。本要項は、労働基準法や 育児・介護休業法に基づいて運用されるものとする。本要項に定めのないこと については、施設長会議並びに理事会で協議し、決定することとする。

付則 本要項は令和7年1月1日制定施行する。